

2020年10月

「移転価格とリスク・フリーの利子率」

第7期 客員研究員
東北大学大学院法学研究科准教授
藤岡祐治

要約

本稿は、国際課税の文脈においてどのようにリスク・フリーの利子率を算定すべきかを考察するものである。リスク・フリーの利子率をどのように決めるかは、BEPS 行動計画の実施、特に移転価格税制に影響を与える。

OECD において金融取引の移転価格に関する側面について議論が行われており、この中ではリスク・フリーの利子率についても検討を行っている。そのため、ここでの議論を題材に、本稿では、国際課税の文脈におけるリスク・フリーの利子率について理論的な観点から分析を行った。

国際取引に対する課税を考えるに当たっては、実際の取引で使用する通貨、取引の当事者の機能通貨、そして、納税に用いる通貨の3つの通貨を考える必要がある。本稿では、リスク・フリーの利子率を算定する局面においては、取引で使用した通貨ではなく、取引の当事者それぞれの機能通貨に着目すべきであることを明らかにした。しかし、これはあくまで現行法が名目額による課税を前提としているためであることも示した。さらに、実質額による課税を考えたとしても、通貨の問題は無視できるものではない点も示した。

(掲載誌：藤岡祐治「移転価格とリスク・フリーの利子率」法学 84 卷 2 号 1 頁 (2020))

(注) 1 この内容の全部又は一部について、日本証券業協会に無断で使用(転用・複製等)及び改変を行うことはできません。

2 この論文に述べられている見解は筆者個人のものであり、日本証券業協会としての見解を示すものではありません。